



平成30年5月28日

各 位

会 社 名 日 建 工 学 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 皆 川 曜 児
(コ ー ド 番 号 9767 東証2部)
問 合 せ 先 財務部長 長 濱 龍 夫
(T E L 03-3344-6811)

単元株式数の変更、株式併合およびこれらにともなう定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成30年6月27日開催予定の第55回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式の売買単위를100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)や中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単위를適切な水準に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有の株式について10株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	18,622,544 株
株式併合により減少する株式数	16,760,290 株
株式併合後の発行済株式総数	1,862,254 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

④併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値の変動はありません。

⑤1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

⑥併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	3,544名 (100.00%)	18,622,544株 (100.00%)
10株未満所有株主	242名 (6.83%)	392株 (0.00%)
10株以上所有株主	3,302名 (93.17%)	18,622,152株 (100.00%)

(注)上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様242名(所有株式数の合計392株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある当社の株主名簿管理人までお問合せください。

⑦併合後の発行可能株式総数

平成30年10月1日をもって、発行可能株式総数を3,899万7千株から389万9千7百株に変更いたします。

(3)株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1)変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」にともなうものです。

なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2)変更の内容

当社の定款は、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,899万7,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>389万9,700株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

取締役会決議日 平成30年5月28日

定時株主総会決議日 平成30年6月27日(予定)

株式併合の効力発生日 平成30年10月1日(予定)

発行可能株式総数変更の効力発生日 平成30年10月1日(予定)

単元株式数の変更の効力発生日 平成30年10月1日(予定)

定款の一部変更の効力発生日 平成30年10月1日(予定)

(注)上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以上

(添付資料) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となっている株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2 株式併合とはどのようなことですか。

A2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A3 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることなどを目的として、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)や中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

Q4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A4 株式を併合しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となるからです。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受け取る配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	2,552 株	2 個	255 株	2 個	0.2 株
例③	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例④	374 株	なし	37 株	なし	0.4 株
例⑤	38 株	なし	3 株	なし	0.8 株
例⑥	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、端数株式(1株に満たない株式)が生じた場合(上記の例②、④、⑤、⑥のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。この支払代金は、平成30年12月上旬にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様(上記の例⑥のような場合)は、株式併合により全てのご所有株式を端数株式として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A7 特に必要なお手続きはございません。

Q8 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A8 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座をお持ちでない場合は後記の当社の株主名簿管理人までお問合せください。

Q9 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取や買増をしてもらえますか。

A9 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座をお持ちでない場合は後記の当社の株主名簿管理人までお問合せください。

Q10 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A10 具体的なスケジュールは、次のとおり予定しております。

平成30年6月27日 定時株主総会決議日

平成30年9月25日 1,000株単位での売買最終日

平成30年9月26日 100株単位での売買開始日

平成30年10月1日 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日

平成30年11月上旬 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成30年12月上旬 端数株式の処分代金のお支払い

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問合せください。

当社の株主名簿管理人
同連絡先

三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話:0120-782-031(フリーダイヤル)
受付時間:平日9時から17時